

## 「鹿児島県犯罪被害者等支援計画（素案）」に対する意見募集の結果

### 1 意見募集期間

令和4年2月4日～3月3日

### 2 意見提出

33件（意見提出者数：2人の個人）

#### (1) 計画の内容に関する意見等

番号	ページ・項目	意見の概要	県の考え方等
1	計画全体	「被害者の視点」、「支援者の視点」が薄く、縦割りの印象を受けることから、被害者や支援者の視点から関係部署が集まって、しっかり「機能する」「継ぎ目のない」支援計画を希望する。	いただきました御意見を参考に、関係機関等と連携した被害者等に寄り沿った途切れることのない犯罪被害者等支援の推進が図られるよう努めてまいります。
2	計画全体  (同趣旨ほか1件)	離島の多さは鹿児島県の特徴であると考えられるので、支援体制や支援計画について記載があると良いと思う。	いただきました御意見を参考に、本県の地理的特性も考慮しながら、今後とも関係機関・団体と連携した途切れることのない犯罪被害者等支援の推進が図られるよう努めてまいります。
3	P 1 第1	パラグラフの最後に「被害者の気持ち、声を可能な限り聴き、被害者という人間の立場に立ち、寄り添う支援を目指していきましょう。」という文章を追加してもらいたい。	御意見を踏まえて、パラグラフの最後に記述を追加しました。
4	P 1～3  (同趣旨ほか1件)	「継ぎ目のない支援体制」という表現があるにもかかわらず、「途切れることのない支援」となっており、「継ぎ目のない支援（面としての支援体制）」は、いつでも、どこで、だれでも被害者への支援ができる、という意味があると思うので「継ぎ目のない支援」という用語で統一した方がよいと思う。	支援体制に関するものは「継ぎ目のない支援体制」、犯罪被害者等支援に関するものは「途切れることのない支援」で統一しております。
5	P 3	欧州等の被害者支援には「目撃者」も対象となっていることから、「5 刑事手続きへの関与の拡充への取り組み」の最後に「また、目撃者への支援・配慮も重要です」という文章を入れて欲しいと思う。	重点課題5については、刑事手続きへの被害者等の参加について記載したものです。いただきました御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	ページ・項目	意見の概要	県の考え方等
6	P 5 第 1 2	海外から本県にきている外国人（観光，就労，留学等）も含めた方がよいと思う。	計画は，全ての犯罪被害者等への支援について定めたものであり，今後とも，外国人，観光客等も含め適切な犯罪被害者等支援に努めてまいります。
7	P 5 第 1 3	かごしま犯罪被害者支援センターに，学術専門家としてスーパーバイザー（トラウマの専門家）がいるので，スーパーヴィジョン・システムもいれて欲しいと思う。	いただきました御意見については，今後の取組の参考とさせていただきます。
8	P 5 第 2 2	経済的負担の中に「生活費」「教育費」等，被害直後から必要な経済的支援という文言をいれて欲しいと思う。	いただきました御意見については，今後の取組の参考とさせていただきます。
9	P 7 第 1 1 (1)	早急に，市町村における被害者支援条例制定に着手するようお願いする。	市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を適切かつ円滑に推進できるよう，今後とも必要な情報提供に努めてまいります。
10	P 8 第 1 2 (1) (同趣旨ほか 1 件)	計画の中で「心理士や心理技師等」という表現があるが，他の施策のところで「臨床心理士，公認心理師」といった用語を使用されていることから，統一してはどうか。	御意見を踏まえて，「臨床心理士，公認心理師等」という表現に修正いたしました。
11	P 8 第 1 2 (2) ア	唐突に書かれた「障害者や男性等の」という言葉は，不自然な印象を持つため，例えば，「性の多様性を含めた様々な性犯罪～」という表現はどうか。	御意見を踏まえて，「様々な」という表現に修正しました。
12	P 9 第 1 2 (2) ウ	実際に「性犯罪被害者対応における看護師等の活用」が可能か。まずは，5年かけて「養成・研修」が求められると思う。	御意見を踏まえて，「犯罪被害者等支援の知識・技能を習得した看護師等の育成及び支援について情報提供等の協力依頼を行う」という表現に修正しました。
13	P 9 第 1 2 (3) ア ※スクールカウンセラーとは	注釈のスクールカウンセラーの説明について，「事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどをする」スクールカウンセラーは多くないため，削除した方がよい。 また，被害者支援が可能な専門職になるためには，今後の研修の積み重ねが必要と思うので，「研修の充実をはかる」という文言の方が現状に合っていると思う。	御意見を踏まえて，「いじめや不登校など，悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談及び教職員への助言等を行うため，児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有する」という表現に修正しました。 また，被害者支援のための研修については，研修の充実努めてまいります。

番号	ページ・項目	意見の概要	県の考え方等
14	P 9 第 1 2 (4) ア	「相談体制の充実」とあるが、「#9110」「#8103」など、いくつもあると、被害者は、たらい回しになってしまふことがあり、「必要な時に、アクセスしやすい」窓口を工夫することが、「継ぎ目のない支援」だと思う。	それぞれの相談窓口の周知広報を図りながら、今後とも、各種関係機関等が連携して適切な対応を行うよう、努めてまいります。
15	P10 第 1 2 (4) イ	パトロールの充実も含めていただけるとありがたいと思う。	「パトロールの充実」については、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動に含まれており、今後もパトロール強化を含めた適切な対応に努めてまいります。
16	P11 第 1 2 (11) ア	多くの学校では、現在、活動しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、連携して適切に対応するため、大学（学術専門家）等に指導助言をもらっているようなので、「大学（学術専門家）等に指導助言をもらう」とい文言にした方がよいと思う。	学校や教育事務所等において大学（学術専門家）等の指導助言等をもらっていることは承知しており、いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
17	P13 第 1 2 (16) ア	スクールカウンセラーの中には、被害児童生徒の心理的支援に関して高度で専門的な知識等を有する者は少なく、相談者の中には、学校に知られたくないなどといった被害者などもいる。 「すべての公立小・中・義務教育学校及び特別支援学校に派遣し」とあるが、特別支援学校については、学校教育法施行令第22条の3の内容を熟知した上で、被害者支援をしていかなければならず、「被害児童生徒への心理的支援に関して高度で専門的な知識及び技能を有するスクール・カウンセラーの養成・研修の充実をはかる。」を追加した方が良い。	「スクールカウンセラー」について、カウンセリングの在り方を適切に対応するよう努めてまいります。 また、高度で専門的な知識及び技能を有するスクールカウンセラーの養成・研修の充実を図るよう努めてまいります。
18	P13 第 1 2 (18) イ	外国人について、「やさしい日本語」や「ピクトグラム」などもホームページ等にいれてはどうか。	いただきました御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	P14 第 1 2 (19), (22) (同趣旨ほか1件)	各種支援制度や相談窓口等を掲載したハンドブック作成について、障害を持った方や外国人の方等、被害者の状態や状況に合ったハンドブックの作成をしていただきたい。 ※警察庁の「被害者ノート」を参照。	いただきました御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	ページ・項目	意見の概要	県の考え方等
20	P15 第1 3	児童虐待，高齢者虐待だけでなく，障害者虐待も含めて欲しいと思う。	御意見を踏まえて，「(12)障害福祉従事者等に対する研修の実施」を追加しました。
21		かごしま犯罪被害者支援センターでは，相談員等に対するスーパーヴィジョン，事例検討会，被害者支援者の「質的充実」をはかる研修会等を実際に実施しており，「被害者支援にかかわる行政職員，臨床心理士・公認心理師，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，児童心理司・児童福祉司，保健師・看護師等に対する，スーパーヴィジョンや被害者支援者養成の研修会等を充実させる。」という文を追加して欲しい。	いただきました御意見については，今後の取組の参考とさせていただきます。
22	P16 第1 3(7)	「犯罪被害者等支援に携わる者」だけでなく「虐待等を含む事件・事故等の虐待等を含む事件・事故等の被害者に携わるすべての者（家族，友人，同僚なども含め），県民すべて」というように，すべての人々がトラウマについて理解し，二次受傷を負わないことが大切である。	いただきました御意見については，今後の取組の参考とさせていただきます。
23	P16 第1 3(7)	支援従事者が疲弊し，二次受傷を受けると支援する人がいなくなる懸念があるが，支援従事者への支援については，「犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮」が該当するのか。	御意見のとおり，支援従事者への支援に関しては，「犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮」に記載しております。
24	P16 第1 3(7) ※二次受傷とは	二次受傷の説明については，「被害者等からの相談に応じる支援従事者が，支援等を行う過程において被る心理的外傷をいいます。」という文言に修正するのはどうか。	御意見を踏まえて，「自分自身は被害を受けていなくても，被害者のつらい話に耳を傾けることで，まるで，自分が被害にあったような経験をしてしまうことをいいます」という表現に修正しました。
25	P20 第2 3(2)ア	女性相談センターの一時保護について記載することで，被害者等に危害が及ぶ可能性はないか。	御意見を踏まえて，「一時保護」に関する記述を削除しました。

番号	ページ・項目	意見の概要	県の考え方等
26	P22 第3 1(1) ※PTSDとは	PTSDの説明について、「イベント」、「怒りっぽさ」という表現は誤解を招くと思われるため、「事件・事故」、「焦燥感や不眠」という表現はどうかと思う。	御意見を踏まえて、「死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態です」という表現に修正しました。
27	P23 第3 1(5) ※高次脳機能障害とは	高次脳機能障害の説明について、専門医に確認した方がよいと思う。	御意見を踏まえて、「交通事故等による外傷性障害や脳血管疾患等を主な原因疾患として、高次脳機能（大脳で営まれる様々な機能）がおかされた状態で、記憶の障害、注意障害、遂行障害、社会的行動障害などの認知障害を主な要因として、日常生活や社会生活への適応に支障をきたすことです。」という表現に修正しました。
28	P25 第3 2(4) ※公認心理師とは	公認心理師の説明については、削除した方がよいと思う。	御意見を踏まえて、削除しました。

## (2) その他

番号	ページ・項目	御意見の概要	県の考え方
29	その他	わかりやすいように県のホームページのトップページに「パブリックコメント」のバナーを設定するとともに、被害者は、氏名や住所を明かしたくない人もいるので意見募集に当たって配慮してもらいたい。	県のホームページのトップページにパブリック・コメントにつながる「ご意見・ご提案」のバナーを設置してはいますが、ご意見を踏まえて、さらなる県民の皆様の利便性の向上に努めるとともに、意見提出者の個人情報の取扱いについては配慮するよう努めます。